

## 第3次あま市行政改革大綱



令和5（2023）年3月

あ ま 市

## 目次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 第1章 行政改革の背景                | 1  |
| 1. これまでの行政改革の取組み           | 1  |
| 2. あま市行政をとりまく環境変化と改革継続の必要性 | 6  |
| 第2章 第3次あま市行政改革大綱の基本方針      | 14 |
| 1. 大綱の位置付け                 | 14 |
| 2. 計画期間                    | 15 |
| 3. 第3次あま市行政改革大綱の体系図        | 16 |
| 4. 基本方針                    | 17 |
| 第3章 計画の推進体制と進捗管理           | 20 |
| 付属資料                       | 21 |

## 第1章 行政改革の背景

### 1. これまでの行政改革の取組み

#### (1) 本市の行政改革の取組状況

行政改革とは、時代に即した行政需要に的確に対応し、市民サービスの一層の向上を図るために、組織、制度や行政運営のあり方を見直し、行財政運営の適正化・効率化を図っていくことです。

本市では、平成23(2011)年2月に第1次あま市行政改革大綱、平成27(2015)年3月に第2次あま市行政改革大綱を策定して、行政改革に取り組んできました。

第1次、第2次大綱ともに具体的な行政改革を実施するために、個別取組項目を設定し、目標を定めて取組みを実施してきました。

| 年度           | H22  | H23  | H24  | H25  | H26  | H27  | H28  | H29  | H30  | R元   | R2   | R3   | R4   |
|--------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
|              | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 |
| 第1次あま市行政改革大綱 |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|              |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 第2次あま市行政改革大綱 |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|              |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |

3つの基本方針  
行政改革の6本の柱

54項目の個別取組項目

3つの基本方針  
行政改革の6本の柱

第2次あま市行政改革大綱

29項目の個別取組項目

上半期個別取組項目

下半期個別取組項目

31項目の個別取組項目

---

## (2) 第2次あま市行政改革大綱の取組実績

第2次大綱では、3つの基本方針に基づく6つの柱を掲げ、これらの柱に掲げる項目を具体的に実施するために、31項目の個別取組項目を設定して行政改革に取り組んできました。

### ① 協働によるまちづくりの推進

市民や各種団体など地域を構成する各主体が協働し、対等な立場で取り組んでいける仕組みを充実させ、協働によるまちづくりを推進しました。

#### <主な取組実績>

##### ○市民公募委員の登用推進

- ・あま市まちづくり委員会の委員を公募により登用（平成28(2016)年度～令和4(2022)年度）
- ・新庁舎基本設計市民ミーティング委員を公募により登用（平成28(2016)年度）

##### ○市民活動の情報提供

- ・市民活動協働ガイドブックを作成（平成27(2015)年度）
- ・市民活動協働ガイドブック Jr 版（小学校中学年向け）・Young 版（小学校高学年向け）を作成（令和元(2019)年度）し、小学校の総合学習で活用（令和2(2020)年度～令和4(2022)年度）

##### ○市民活動補助金制度の活用

- ・補助金制度の活用による市民活動団体の育成・支援  
交付実績 12 団体・1,772 千円（平成27(2015)年度～令和3(2021)年度の累計）

※ただし、令和2(2020)年度は補助金の申請はあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により活動困難な状況となったため、事業中止。

### ② 中長期的な財政運営の健全化

健全な財政運営を維持するため、市税をはじめとする財源を着実に確保しながら、企業誘致を推進するなど、新たな財源確保の方策について実施、検討しました。

#### <主な取組実績>

○収納率の向上対策

- ・滞納者に対する差押等滞納処分や、未納者への納付相談を実施（平成 27(2015)年度～令和 4(2022)年度）

**目標数値** 市税収納率

現年度分：平成 27(2015)年度 98.3% ⇒ 令和 3(2021)年度 98.3%

過年度分：平成 27(2015)年度 27.0% ⇒ 令和 3(2021)年度 21.7%

○広告料収入の積極的確保

- ・市公式ウェブサイトや封筒などの活用、新たな広告媒体の検討（平成 27(2015)年度～令和 4(2022)年度）

**目標数値** 広告料収入額

平成 27(2015)年度 1,620 千円 ⇒ 令和 3(2021)年度 2,654 千円

○企業誘致の推進

- ・方領地区の工業団地整備に向けた取り組み  
平成 27(2015)年度 「方領地区企業誘致推進検討委員会」を設置  
平成 29(2017)年度 産業振興課内に企業誘致対策室を設置  
令和元(2019)年度 愛知県企業庁による用地造成事業の「開発検討地区」に位置づけ  
令和 3(2021)年度 地権者から開発同意書の取得
- ・産業立地セミナーへの参加（平成 28(2016)年度～令和 4(2022)年度）
- ・創業支援セミナーの実施（令和元(2019)年度～令和 4(2022)年度）

○遊休資産（土地等）の有効活用・処分の検討

- ・処分可能な遊休資産について、売却・貸付等を実施  
土地の売却 1 件（平成 27(2015)年度）  
土地の貸付 1 件（平成 28(2016)年度）

### ③ 事務事業の見直し

事務事業の効果、効率性や行政関与の必要性を検証し、最も効率的な事務事業となるよう再編に取り組むことで、市民サービスの向上を図りました。

#### <主な取組実績>

○事務事業点検の実施

- ・実施計画策定及び予算概算要求についての全庁ヒアリング時に事務事業点検を行い、評価結果を翌年度の予算編成に反映（平成 27(2015)年度～令和 4(2022)年度）

○“AMACTION”業務改善運動

- ・若手職員から業務改善効果がある取組みを募集し、優秀な取組みを実施

〔実施内容〕（令和 3（2021）年度）

混雑状況の発信

A I チャットボット（対応ツール）の活用

W E B 会議の導入 など

#### ④ 施設の総合的な管理と見直し

合併による重複施設や未利用施設を中心に施設の再編を図りながら、老朽化に対応した計画的な予防保全を進めるなど、長期的・総合的な管理を行うことで、将来にわたる財政負担の平準化を図り、健全な財政運営を持続できる仕組みの構築を進めました。

<主な取組実績>

##### ○長期的・計画的な公共施設及びインフラ資産の管理

- ・あま市公共施設等総合管理計画を策定（平成 28（2016）年度）
- ・あま市公共施設再配置計画を策定（平成 30（2018）年度）
- ・あま市公共施設長寿命化計画、あま市学校施設長寿命化計画を策定（令和元（2019）年度）
- ・上記計画に基づいた長寿命化改修工事や施設の統廃合を実施（令和 2（2020）年度～令和 4（2022）年度）

##### ○公共施設の管理経費の節減

- ・新電力の導入による本庁舎電気料金の削減  
新電力への切替え前の平成 26（2014）年度との差額の累計（平成 27（2015）年度～令和 3（2021）年度）▲18,039,535 円

#### ⑤ 組織・機構の見直しと定員の適正化

新たな行政課題や多様化する市民ニーズに対応できる行政組織を構築するため、組織・機構の見直しを行うとともに、定員適正化計画を見直し、職員数の適正化に努めました。

<主な取組実績>

##### ○効率的な行政運営を目指す組織・機構の見直し

- ・上下水道部を設置、教育部にスポーツ課を設置（平成 27(2015)年度）
- ・新庁舎建設課を設置（平成 30(2018)年度）
- ・市民病院の指定管理者制度への移行に伴い、市民病院事務局を廃止（令和元(2019)年度）
- ・3か所の給食センターの集約（令和元(2019)年度）
- ・企画財政部に情報推進課を設置（令和 3(2021)年度）
- ・建設産業部に農政課及び商工観光課を設置（令和 4(2022)年度）

#### ○定員管理の見直し

第2次あま市定員適正化計画の実施、見直し（平成 27(2015)年度～令和 4(2022)年度）

**目標数値** 職員数

平成 27(2015)年度 539 人 ⇒ 令和 4(2022)年度 547 人

※平成 31(2019)年 4 月に市民病院が指定管理者制度へ移行し、職員数が増加したことに伴い、令和 2(2020)年 3 月に第2次あま市定員適正化計画を改訂し、令和 4(2022)年度までの計画目標を 551 人とした。

## ⑥ 人材育成と職員の意識改革

変化に対応できる職場環境を構築し、行政経営についての意識改革や能力開発を推進することで、職員の資質の向上を図りました。

### <主な取組実績>

#### ○人事評価制度の充実

- ・人事評価制度を運用し、職員の人材育成を図るとともに、能力・実績に基づく人事管理を実施（令和 28(2016)年度～令和 4(2022)年度）

#### ○女性活躍の推進 \*本項目は下半期（令和元(2019)年度～）のみ設定

- ・女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の見直しや各審議会等への女性委員の登用を推進（令和元(2019)年度～令和 4(2022)年度）

**目標数値** 女性管理職割合

令和元(2019)年度 16.3% ⇒ 令和 4(2022)年度 19.5%

**目標数値** 審議会女性委員割合

令和元(2019)年度 23.3% ⇒ 令和 4(2022)年度 27.2%

#### ○職員研修の推進 \*本項目は下半期（令和元(2019)年度～）のみ設定

- ・職員のキャリア等に応じた職務遂行に必要な知識や技術の習得（令和元(2019)年度～令和 4(2022)年度）

## 2. あま市行政をとりまく環境変化と改革継続の必要性

### (1) あま市行政をとりまく環境変化

- 第2次あま市行政改革大綱の策定から7年が経過した現在、社会情勢が変化しており、本市の行政をとりまく環境も大きく変化してまいりました。

#### (社会の変化)

- 令和3（2021）年9月にデジタル庁が設置され、デジタル社会の形成・進展に向けた取組みが急速に進んでいます。
- 少子高齢化や、育児・介護等と仕事との両立に対するニーズの高まりを背景にした「働き方改革」の取組みや、女性活躍の推進に向けた取組みが広がっています。
- 世界的に流行した新型コロナウイルス感染症は、経済活動や市民生活に大きな変化を与えています。

#### (財政状況)

- 社会保障関係経費や、老朽化が進む公共施設やインフラの維持管理経費などの財政需要が高まっています。
- 生産年齢人口の減少などに伴い、今後の税収に大きな伸びは期待できません。また令和2（2020）年度に地方交付税の合併特例措置が終了したことにより、今後も厳しい財政運営が見込まれています。

#### (庁舎移転)

- 令和5（2023）年5月に予定している新庁舎への移転は、各庁舎に分かれている行政機能が集約されることにより、市民サービスの変更など、本市の行政に大きな環境変化をもたらします。

---

## (2) 行政改革継続の必要性

- 社会情勢の変化や、本市をとりまく環境変化に対応しながら、市民ニーズの多様化など様々な行政課題に対処していくためには、限られた経営資源（財源、人材、資産）で一層効率的・効果的な行政運営が求められます。

そのためには、以下の点を念頭に、引き続き、全庁一丸となって行政改革を推進していく必要があります。

### （社会の変化への対応）

- デジタル化の進展に対応し、I C T（情報通信技術）を活用した業務効率化や、行政サービスの向上に取り組む必要があります。
- 職員の仕事の進め方や働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの実現を促しながら、頻発する災害や感染症など様々な有事や社会変化に組織として柔軟に対応していく必要があります。

### （財政状況への対応）

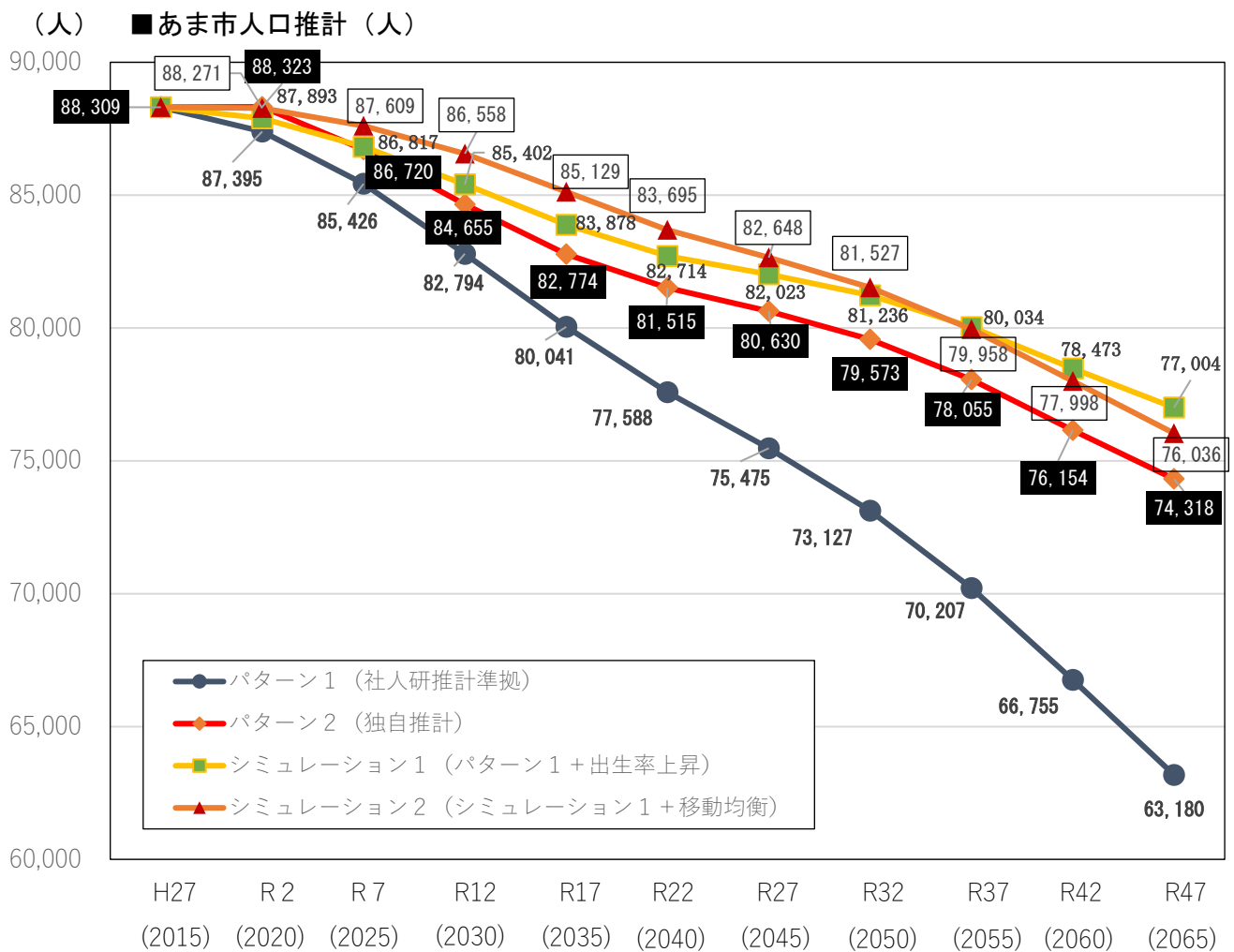
- 厳しい財政状況の中でも、本市の魅力・活力を引き出す都市基盤整備や新たなまちづくり施策を推進しつつ、将来に負担を残さない持続可能な財政運営を図っていく必要があります。

### （庁舎移転への対応）

- 新庁舎への移転を契機に、サービスの低下を招かないよう配意しながら、窓口業務などの仕事のあり方を見直すとともに、あま市発足以来分かれていた行政機能が集約するため、その効果が発揮できる組織づくりが必要です。

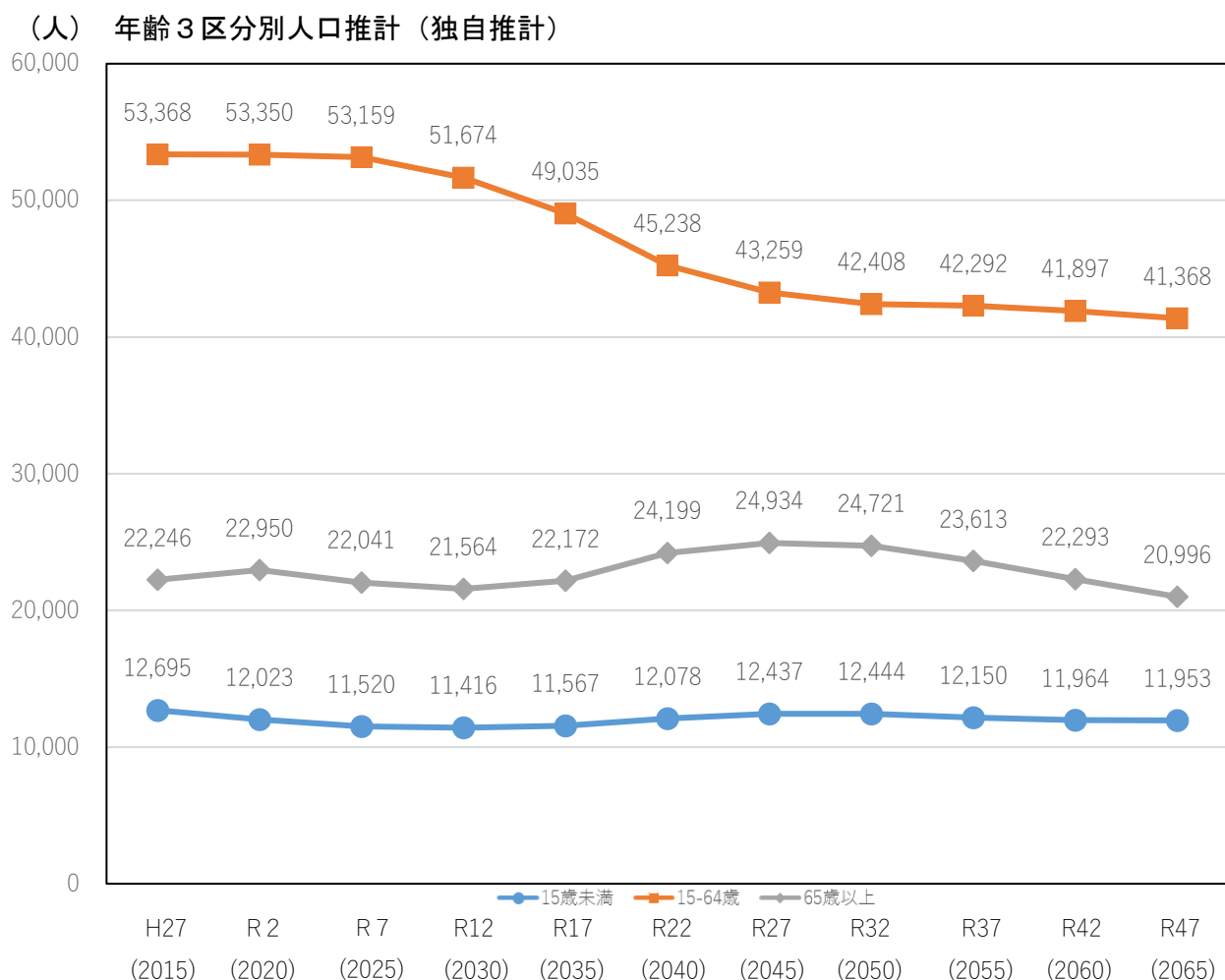
## ○ 本市の人口動向

国勢調査における本市の人口は、平成 27 (2015) 年をピークに減少しており、あま市人口ビジョン (令和 2 (2020) 年 3 月改訂) における独自推計 (下図の「パターン 2 (独自推計)」) では、令和 42 (2060) 年には人口が約 76,000 人となり、平成 27 (2015) 年と比較して約 14% 減少するものと見込まれています。



※あま市人口ビジョン (令和 2 (2020) 年 3 月改訂) より抜粋

また、年齢別では、当面、65 歳以上の老年人口が増加し、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の減少が推計されており、社会保障関係経費の増加や税収の落ち込みが予想されます。



※あま市人口ビジョン (令和 2 (2020) 年 3 月改訂) より抜粋

# ○ 本市の財政見通し

## ① 歳入歳出の見通し

### ○中期財政計画《一般会計分》

(単位：億円、%)

| 区 分 |             | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 歳入  | 市 税         | 106.8 | 109.8 | 110.2 | 111.0 |
|     | 地方譲与税、交付金等  | 24.8  | 26.8  | 27.3  | 27.4  |
|     | 地 方 交 付 税   | 47.2  | 54.9  | 58.0  | 60.9  |
|     | 国 ・ 県 支 出 金 | 73.4  | 76.1  | 73.5  | 74.0  |
|     | 繰 入 金       | 19.6  | 19.2  | 12.9  | 7.7   |
|     | 繰 越 金       | 2.5   | 2.5   | 2.5   | 2.5   |
|     | 市 債         | 59.2  | 19.9  | 11.5  | 9.4   |
|     | そ の 他 の 歳 入 | 28.7  | 15.6  | 14.1  | 14.1  |
|     | 歳 入 合 計     | 362.2 | 324.8 | 310.0 | 307.0 |

|    |       |               |       |       |       |       |
|----|-------|---------------|-------|-------|-------|-------|
| 歳出 | 義務的経費 | 人 件 費         | 53.3  | 53.1  | 53.6  | 53.9  |
|    |       | 扶 助 費         | 82.3  | 87.8  | 89.1  | 90.4  |
|    |       | 公 債 費         | 21.1  | 20.3  | 20.8  | 20.0  |
|    |       | 小 計           | 156.7 | 161.2 | 163.5 | 164.3 |
|    | 資本的経費 | 物 件 費         | 52.8  | 58.9  | 52.6  | 49.9  |
|    |       | 維 持 補 修 費     | 1.4   | 1.6   | 1.6   | 1.6   |
|    |       | 補 助 費 等       | 37.0  | 40.8  | 42.5  | 42.2  |
|    |       | 積 立 金         | 13.9  | 0.0   | 0.0   | 0.8   |
|    |       | 投資及び出資金、貸付金   | 0.9   | 0.9   | 0.9   | 0.9   |
|    |       | 繰 出 金         | 30.9  | 31.5  | 31.7  | 32.1  |
|    |       | 普 通 建 設 事 業 費 | 68.6  | 29.9  | 17.2  | 15.2  |
|    |       | 歳 出 合 計       | 362.2 | 324.8 | 310.0 | 307.0 |

|               |       |       |       |       |
|---------------|-------|-------|-------|-------|
| 年 度 末 市 債 残 高 | 278.9 | 281.3 | 273.3 | 264.0 |
| 年 度 末 基 金 残 高 | 59.0  | 48.8  | 44.9  | 46.2  |
| 実 質 公 債 費 比 率 | 6.7   | 6.7   | 6.8   | 6.8   |
| 将 来 負 担 比 率   | 56.1  | 66.0  | 67.6  | 66.1  |

※あま市中期財政計画（令和4（2022）年度ローリング版）より抜粋し作成

## ② 地方交付税の交付状況と財政力指数

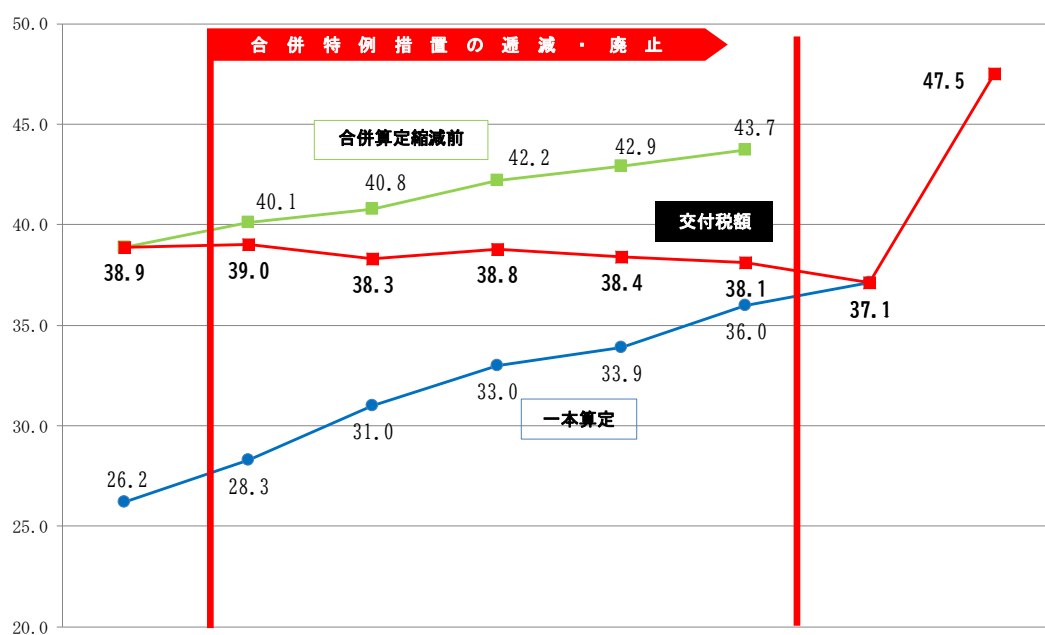
地方交付税のうち普通交付税の合併特例措置が平成 27（2015）年度から段階的に縮小し、令和 2（2020）年度に終了しています。

財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられるもので、数値が大きいほど財政が豊かであることを示しており、財政力指数が 1 以上になると、地方交付税の不交付団体となります。

本市の財政力指数は 1 を下回っており、地方交付税の依存度が高い状況が続いています。

地方交付税の交付状況と財政力指数

（単位：億円）



| 年度               | H26<br>(2014) | H27<br>(2015) | H28<br>(2016) | H29<br>(2017) | H30<br>(2018) | R元<br>(2019) | R2<br>(2020) | R3<br>(2021) |
|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 財政力指数<br>(あま市)   | 0.78          | 0.78          | 0.77          | 0.76          | 0.75          | 0.75         | 0.74         | 0.72         |
| 財政力指数<br>(愛知県平均) | 0.96          | 0.97          | 0.99          | 1.01          | 1.01          | 1.01         | 1.00         | 0.99         |

(注) ※合併算定縮減前…合併がなかったものとして合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税の合算額

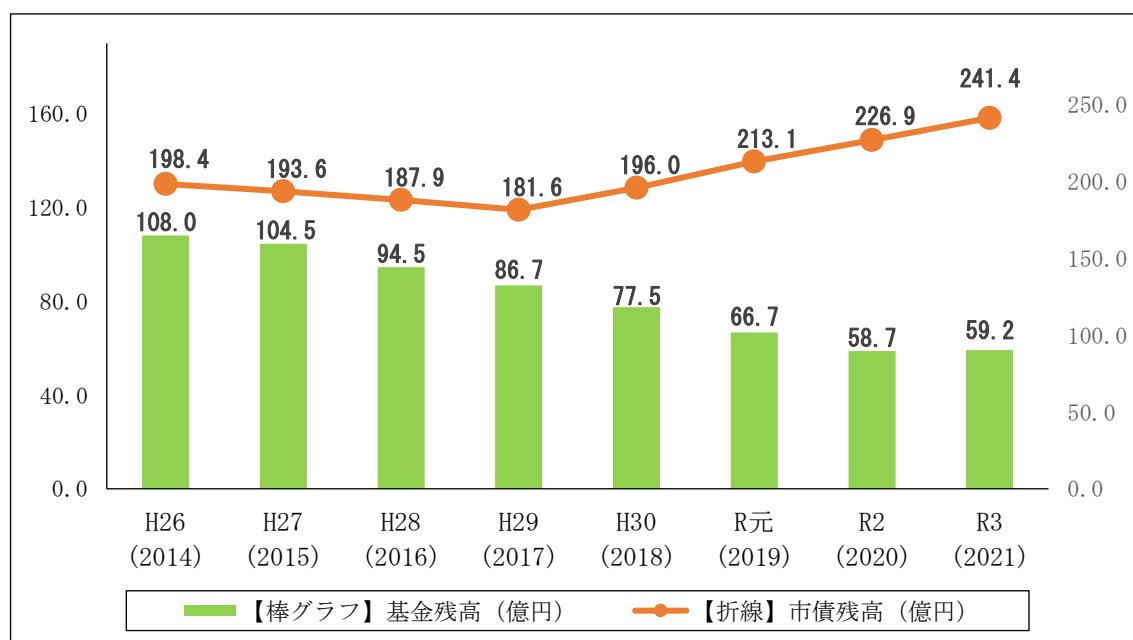
※一本算定…合併後の新市として算定した普通交付税額

※令和 3（2021）年度の普通交付税額は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市税の減収や、国の補正予算に伴い追加交付を受けたことなどにより、令和 2（2020）年度比で大きく増額している。

### ③ 基金残高と市債残高

新庁舎や給食センターなど公共施設の整備等に伴い、近年は市の借金である市債の残高が増加している一方、市の貯金である基金については減少傾向となっています。

基金残高と市債残高



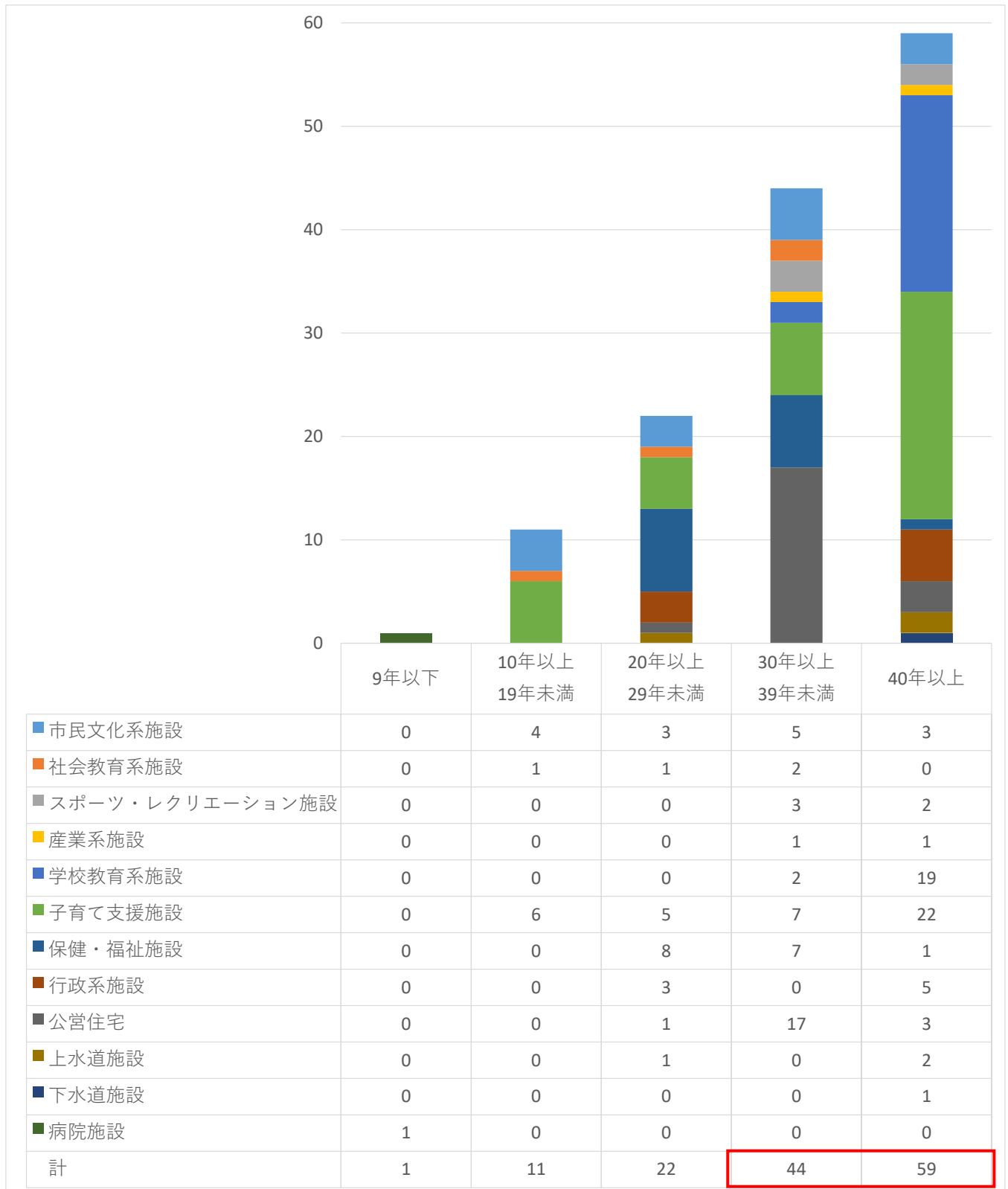
### ○ 公共施設の状況

公共施設については、昭和 40 (1965) 年代から 50 (1975) 年代に建設されたものが多く、137 施設のうち、103 施設が設置後 30 年以上を経過しています。

その中でも特に子育て支援施設、学校教育系施設の老朽化が激しく、設備を含めた大規模な改修が必要となっています。

# あま市の公共施設の用途別建築経過年数

(単位：施設)



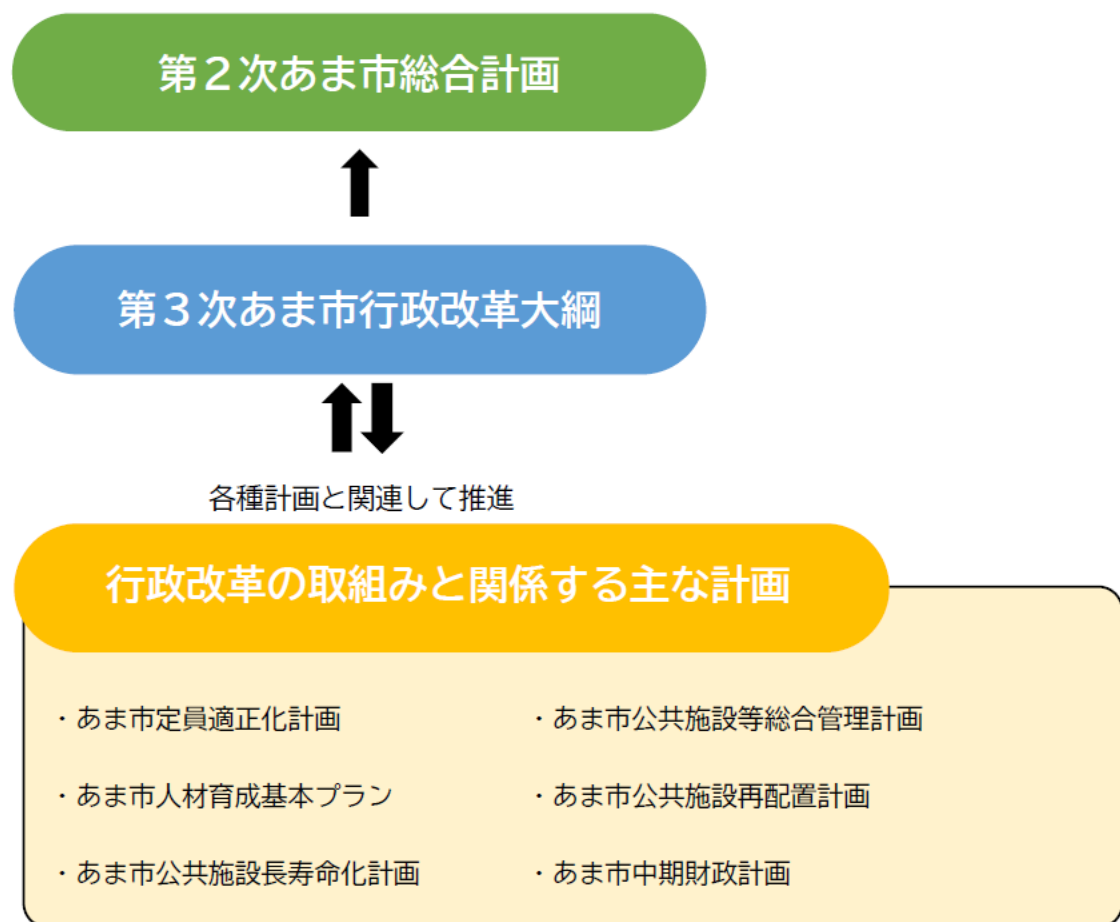
137 施設のうち 103 施設が設置後 30 年以上経過

## 第2章 第3次あま市行政改革大綱の基本方針

### 1. 大綱の位置付け

第3次あま市行政改革大綱は、第2次あま市総合計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進を下支えする様々な計画の一つとして位置付けます。

また、行政改革の取組みと関係する各種計画と相互に関連しながら、計画を推進します。



## 2. 計画期間

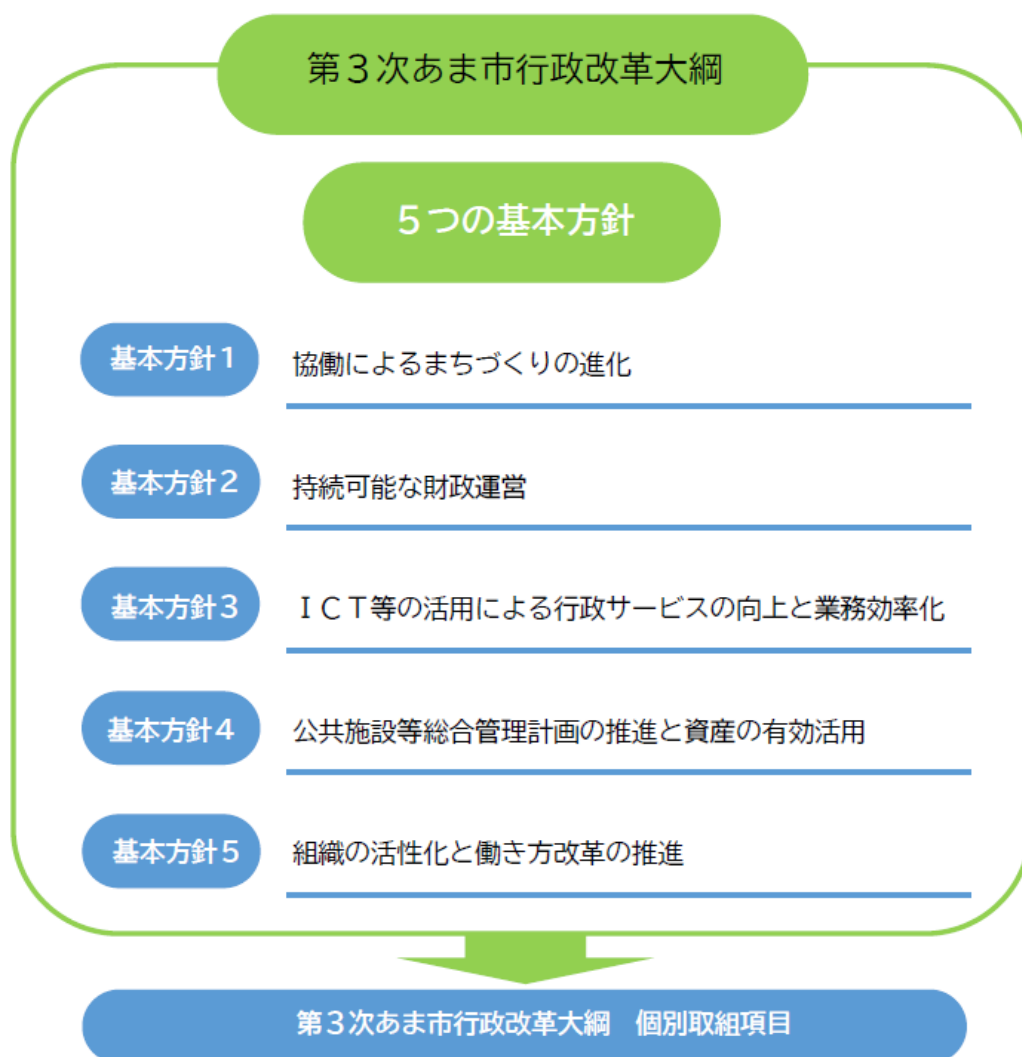
計画期間は、第2次あま市総合計画との整合性を図り、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度の5年間とします。

| 年度           | R 4                       | R 5  | R 6  | R 7  | R 8  | R 9  | R 10 | R 11 | R 12 | R 13 | R 14 |
|--------------|---------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
|              | 2022                      | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 | 2032 |
| 第2次あま市総合計画   |                           |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|              | 第2次あま市総合計画 基本構想<br>(10年間) |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|              |                           |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 第3次あま市行政改革大綱 |                           |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|              |                           |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|              |                           |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 第3次あま市行政改革大綱 |                           |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|              |                           |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|              |                           |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 第3次あま市行政改革大綱 |                           |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|              |                           |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|              |                           |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |

### 3. 第3次あま市行政改革大綱の体系図

本市をとりまく環境変化や行政改革継続の必要性に対応しながら、幅広い視点から行政改革に取り組めるように、第3次あま市行政改革大綱の具体的な取組みの方向性となる5つの基本方針を、以下のとおり設定します。

また、各基本方針に基づく具体的な取組みとして、個別取組項目を設定します。



## 4. 基本方針

### 基本方針 1 協働によるまちづくりの進化

複雑・多様化する地域課題を柔軟に解決するため、市民や各種団体などとの協働の推進や企業・大学との連携事業の推進など、多様な主体がそれぞれの特性や強みを活かし、互いに協力し合ってまちづくりを進めます。

また、市民との意見交換会やパブリックコメントなどから得た市民の声を各種施策へ反映させるなど、市民ニーズを的確にとらえる仕組みを充実します。

今後、更なる「協働」によるまちづくりの推進がされるよう、引き続き情報提供や支援を行うとともに、担い手の育成など、市民が主体的にまちづくりに参画できる環境を整えます。また、様々な主体との協働の形態や可能性を追求し、発展させるための取組みを推進します。

### 基本方針 2 持続可能な財政運営

合併から 10 年が経過し、令和 2（2020）年度に普通交付税の合併特例措置が終了しました。また新型コロナウイルス感染症の影響により、税収がコロナ禍以前の水準まで回復するには数年を要すると予測されます。

市民サービスの維持・向上に努めながら、将来世代に負担を残さないためには、本市の身の丈に合った財政規模を維持するとともに、計画的な市債管理を行い、持続可能な財政運営を継続していくことが必要です。

今後も、中長期の財政状況を的確に把握しながら徹底した歳入歳出改革を進め、規律ある財政運営に取り組みます。

また、市税等の一般財源収入の大幅な増加が見込めない中、企業誘致や都市計画税の導入など、新たな財源確保の方策を検討しながら、事務の合理化や事業の見直しに努め、持続可能な財政基盤の確立に取り組みます。

---

### 基本方針 3 ICT等の活用による行政サービスの向上と業務効率化

AIやRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）など様々な技術が急速に普及しており、国においては、マイナンバーカードの活用をはじめデジタル社会の形成に向けた取組みが推進されています。

こうしたデジタル化の流れに対応し、積極的にICT（情報通信技術）を活用することで、限られた経営資源の中で、行政サービスの向上と業務効率化の2つの面で、仕事の質を高める取組みを推進します。

行政サービスの面では、窓口業務の効率化や電子申請の利用拡大など、ICT（情報通信技術）を活用することで市民の利便性を高める取組みを推進します。

業務効率化の面では、定型業務をはじめ様々な事務事業においてICT（情報通信技術）を積極的に活用し、作業時間の短縮や精度の向上を図るとともに、会議の効率化など職員のコミュニケーションツールの活用を推進します。

---

### 基本方針 4 公共施設等総合管理計画の推進と資産の有効活用

市が保有する公共施設等を長期的な視点で管理するため、あま市公共施設等総合管理計画（平成29（2017）年3月策定）や、あま市公共施設再配置計画（平成31（2019）年3月策定）等を策定しています。

これらの計画に基づき、将来を見据えた全市的な公共施設の再配置や長寿命化を進め、ライフサイクルコストを縮減し、公共施設の適正な維持管理を図ります。

また、令和5（2023）年5月には新庁舎への移転を予定しています。旧庁舎の解体後の土地や、再配置計画に基づく施設の統廃合後の土地・建物等の資産について、有効な活用策や処分を検討します。

---

## 基本方針 5 組織の活性化と働き方改革の推進

変化する行政需要に対応し、効率的かつ機動的な行政組織を構築するため、組織・機構の見直しを行ってきました。

今後は、限られた人員で、再編後の組織の機能を十分に発揮するため、職員一人ひとりの意識改革や能力向上を図るとともに、女性職員の管理職への積極的な登用など女性の活躍を推進する取り組みや、専門的な行政課題についての的確な対応ができる人材の確保、人事交流の推進など、組織の活性化に取り組みます。

また、業務効率化や職員が能力を発揮できる職場環境づくりの観点から、時間外勤務の縮減やテレワーク環境の活用など、働き方改革に取り組みます。

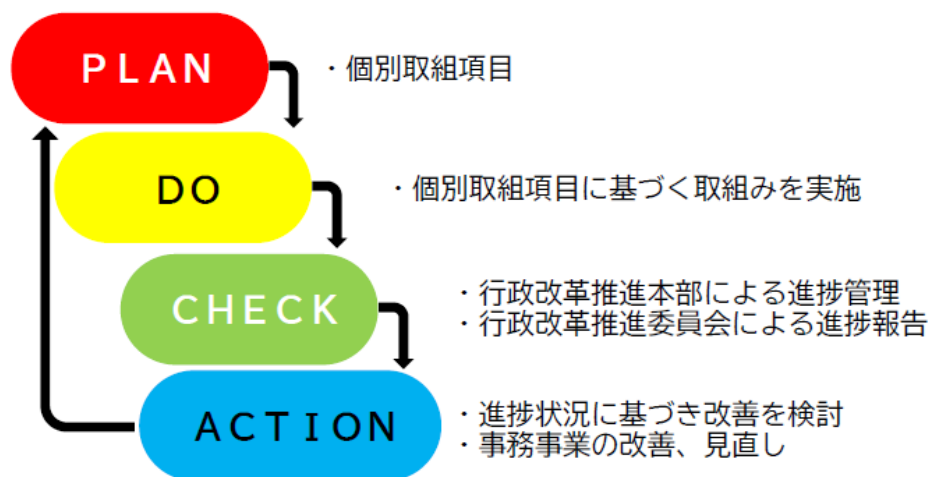
併せて、職員と市民との信頼関係を高め、職員が公正に職務を執行する体制を確保するための取り組みを進めます。

### 第3章 計画の推進体制と進捗管理

行政改革の推進にあたっての体制として、市長を本部長とする行政改革推進本部において、全庁体制で取り組みます。

また市政に優れた識見を有する方で構成する行政改革推進委員会において、市民から幅広く意見（パブリックコメントの活用等）を求めるとともに、市長からの諮問を受け改革方針等を審議します。

本大綱の取組みを着実に遂行するために、個別取組項目の設定（PLAN）→取組みの実施（DO）→進捗状況の確認・検証（CHECK）→改善・見直し（ACTION）のPDCAサイクルによる進捗管理を毎年度実施します。



なお、取組みの結果につきましては、市公式ウェブサイト等を活用し、広く市民に公表します。

# 付属資料

## 用語集

### ■あ行

| 用語                        | 解説                                                                                                           |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あま市公共施設再配置計画<br>(P. 4、18) | あま市公共施設等総合管理計画を推進していくために、老朽化した施設や機能・利用圏域の重複する施設の統廃合、複合化等に向けた実施プランとして策定した計画。                                  |
| あま市公共施設等総合管理計画<br>(P. 18) | 本市が保有する公共施設の現状についてとりまとめ、更新費用の中長期的な見込みを立てた上で、持続可能な施設規模や管理方針など長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化を実施することにより最適な配置の実現を図るための計画。 |
| あま市人口ビジョン<br>(P. 8、9)     | 本市における人口の現状を分析、把握するとともに、人口に関する市民の認識を共有し、将来的にどのような方向を目指すべきか展望を示したもの。                                          |
| あま市定員適正化計画<br>(P. 5、11)   | 職員数について、これまでの推移とその要因、現在の状況と課題などを明らかにし、今後の定員管理の在り方について、基本指針、目標職員数、取組内容を定めた計画。                                 |
| 一般財源<br>(P. 17)           | 国や地方公共団体において、使途に制約がない財源。                                                                                     |
| インフラ<br>(P. 4、6)          | インフラストラクチャーの略で、水道や道路などの都市基盤。                                                                                 |

### ■か行

| 用語                     | 解説                                                                                                                                    |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 合併特例措置<br>(P. 6、11、17) | 普通交付税の算定において、合併した市町村が不利益を被ることがないように合併後 10 年度間は合併前の市町村が別々に存在するものとみなし、国から交付税額を合算して交付される特例措置。<br>本市の場合、平成 27 年度から段階的に縮小し、令和 2 年度に終了している。 |
| 基金<br>(P. 10、12)       | 地方公共団体が特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けた財産。家計でいう貯金にあたる。                                                                     |
| 協働<br>(P. 2、17)        | 市民、地域組織、市民活動団体、事業者、行政等の様々な主体が、同じ目的のために役割を分担し、かつ補完し、ともに力を合わせて活動すること。                                                                   |

|                             |                                                                  |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 国勢調査<br>(P. 8)              | 日本に居住する全ての人を対象として、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われている、国の最も基本的な統計調査。 |
| コミュニケーションツ<br>ール<br>(P. 18) | 組織内で意思や情報の伝達のために使用するツール。チャットやオンライン会議などがある。                       |

## ■さ行

| 用語                  | 解説                                                   |
|---------------------|------------------------------------------------------|
| 市債<br>(P. 10、12、17) | 市が主に公共施設の整備などの建設事業を行うため、必要な資金を国や金融機関などから調達する借入金（借金）。 |
| 生産年齢人口<br>(P. 6、9)  | 生産活動の中心にいる人口層。15 歳以上 65 歳未満の人口がこれに該当する。              |

## ■た行

| 用語                    | 解説                                                                                                |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地方交付税<br>(P. 6、10、11) | 地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスができるよう、地方公共団体の財政状況に応じて国が配分する交付金。普通交付税と特別交付税がある。            |
| 中期財政計画<br>(P. 10)     | 規律ある財政運営を行うため、守るべき財政規律（基準）や財政指標の目標値等を定め、財政の健全性を確保するとともに、今後の財政運営や予算編成の目標・指針とするための計画で、計画期間は3年としている。 |
| 長寿命化<br>(P. 4、18)     | 公共施設を計画的に修繕することで、構造物の劣化進行を遅らせ、長期間使用すること。                                                          |
| テレワーク<br>(P. 19)      | I C Tを活用して、場所と時間を有効に活用できる柔軟な働き方。                                                                  |
| 電子申請<br>(P. 18)       | 申請や届出などの行政手続きを、自宅のパソコンなどからインターネットを通じて、原則 24 時間・365 日利用することができるシステム。                               |
| 都市基盤<br>(P. 7)        | 道路、公園、水路などの日常生活・都市活動の基盤となる施設。                                                                     |

## ■は行

| 用語                      | 解説                                                                 |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 働き方改革<br>(P. 6、19)      | 働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすること。 |
| パブリックコメント<br>(P. 17、20) | 市の基本的な施策などを策定するに当たり、事前に案を公表し、市民等からの意見を聴取すること。                      |

## ■ら行

| 用語                    | 解説                                                                             |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| ライフサイクルコスト<br>(P. 18) | 計画・設計・施工から、その施設の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額。イニシャルコスト（導入経費）とランニングコスト（運用経費）に分けられる。 |

## ■わ行

| 用語                     | 解説                                                                                       |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| ワーク・ライフ・バランス<br>(P. 7) | やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。 |

## ■A～Z

| 用語                 | 解説                                                                                               |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A I<br>(P. 4、18)   | Artificial Intelligence（人工知能）の略。                                                                 |
| I C T<br>(P. 7、18) | Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。パソコン、インターネットなど、情報・通信に関する技術の総称。                |
| R P A<br>(P. 18)   | Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）の略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。 |



### **第3次あま市行政改革大綱**

令和5(2023)年3月策定

あま市企画財政部企画政策課

〒490-1292

愛知県あま市木田戌亥18番地1

Tel(052)444-1001 Fax(052)444-0982

ホームページ <http://www.city.ama.aichi.jp/>